

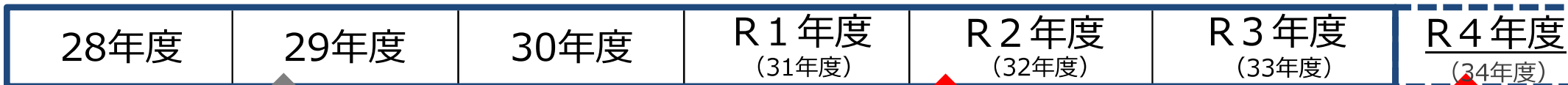
# 国立大学法人評価について

## 中期目標・中期計画

- 文部科学大臣は各国立大学法人の6年間（平成28～33年度）の中期目標を定める
- 各国立大学法人は中期目標を達成するための中期計画を定め文部科学大臣の認可を受ける

## 国立大学法人評価

### 第3期中期目標期間



### 第4期

毎年度の業務実績評価 [ 主として業務運営・財務内容等の進捗確認 ]

### 第2期中期目標期間評価

(平成22～27年度)

平成29年6月6日公表

### 4年目終了時の評価

- ・ 6年間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況の評価
- ・ 教育研究の状況も含めた全般を評価

### 第3期中期目標期間全体の評価

- ・ 中期目標の達成状況の評価
- ・ 教育研究の状況も含めた全般を評価

## 国立大学法人評価委員会

- 毎年度の業務実績評価及び中期目標期間全体の評価を実施
- 企業各界・マスコミ・大学関係、会計関係など様々な委員により構成（20名以内）
- 教育研究の状況の評価は、中期目標期間評価全体の評価において取り扱うが、その際には、大学改革支援・学位授与機構にピアレビューを含めた評価を要請

# 目標・計画・評価に係る各機関の関係

## 独立行政法人評価制度委員会（総務省）

○中期目標期間終了時における組織・業務の検討（★）の結果と講ずる措置の内容を通知

○通知を受けたときは文部科学大臣に対し勧告できる（勧告に基づき講じた措置の報告も求めることができる）

○4年目終了時評価を通知

○必要があるときは国立大学法人評価委員会に対し意見

## 文部科学大臣

○中期目標・中期計画案及び★について意見

○中期目標の原案(意見)を提出

○中期計画を作成

○年度計画を届出・公表

○中期目標を提示・公開(大臣は法人の原案(意見)に配慮)

○中期計画を認可(認可後に公表)

## 国立大学法人評価委員会 (国家行政組織法上の8条機関(「審議会等」))

○中期目標期間の業績を評価

○教育研究面の評価を要請

○教育研究評価の結果を通知

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領(抄)

### 2. 実施方法

「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。

## 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 (いわゆるピア・レビュー機関)

○4年目終了時、及び中期目標期間終了時に教育研究面を専門的に評価

## 国立大学法人、大学共同利用機関法人

## 第3期中期目標期間（平成28～令和元事業年度）に係る業務の実績に関する評価について

「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」に係る評定（案）は、以下のとおり。

法人名	評定（案）	（参考）法人の自己評価	
		Ⅲ	Ⅳ
国立大学法人東北大学	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	1項目	0項目
国立大学法人東京大学	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	3項目	0項目
国立大学法人京都大学	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	1項目	0項目
国立大学法人大阪大学	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	0項目	1項目

※官民イノベーションプログラムに関して設定している項目数は大学により異なる。

（参考）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領  
 （平成27年5月27日国立大学法人評価委員会決定）（抄）

### 2. 実施方法

#### （1）項目別評価

#### ② 業務運営・財務内容等の状況

##### ア. 法人による自己点検・評価

進捗状況
中期計画を上回って実施している（Ⅳ）
中期計画を十分に実施している（Ⅲ）
中期計画を十分には実施していない（Ⅱ）
中期計画を実施していない（Ⅰ）

##### ウ. 評価委員会による評定

（4年目終了時評価）

評定	判断基準（目安）
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	すべてⅣ又はⅢかつ計画以上の進捗状況が認められる場合
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
中期目標の達成のためには遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合